

8-19-65

戦後婦人労働・生活 調査資料集

別冊附録

座談会「婦人の調査草分けのころ」



女性と仕事の未来館



00722463

ま え が き

本冊子は、昭和二十二年に労働省の設置とともに発足した婦人少年局が調査刊行の「婦人労働調査資料」「婦人関係調査資料」等を中心に、昭和五十年までに発行された資料を内容別に編集した「戦後婦人労働・生活調査資料集」(全26巻)の別冊付録として企画されたものです。

近年、雇用機会均等法、育児休業制度などが制定されました。今日に至るまでには、目にみえない努力が数々あったと思われます。戦後の男女平等、婦人の戦域拡大等をすすめることを目的として実施されてきた婦人少年局の実態調査もその一つであり、戦後三十年の婦人の足跡を伝える貴重資料と言えます。

当初、労働篇最終巻の解題に、この座談会「婦人の調査草分けのころ」を含める案がでておりました。しかし、座談会の内容が労働篇に関するものだけでなく、生活篇の調査も勿論含んでおりますので、このような別冊の形で刊行することになりました。収録されている実態調査の裏側を知っていただくことにより、本資料集の一層のご理解と興味をもっていただければ幸いです。

平成三年九月

株式会社クレス出版

座談会

婦人の調査草分けのころ



出席者 左から 鈴木栄子 東出恵美子 高橋久子 原田冴子
井上繁子 木下雪江(敬称略)

座談会 「婦人の調査草分けのころ」

1991年5月23日

東京・お茶の水 山の上ホテル

出席者紹介(順不同・敬称略)

井上繁子

昭和二十一年厚生省に入省、中央労働委員会事務局へ。二十五年に労働省婦人少年局婦人労働課へ。婦人課、埼玉婦人少年室長等を経て、四十七年に婦人課長、四十九年に退職。一ツ橋大学講師等を経て、現在、郡山女子大学講師。

木下雪江

昭和十八年三井本社調査部入社。二十一年に連合軍総司令部(GHQ)天然資源局へ。二十三年に労働省入省。婦人少年局婦人課、東京婦人少年室長等を経て四十年から婦人課長、四十二年に退職。四十三年から五十八年まで津田スクールオブビジネス専任教員。現在、共栄学園短期大学講師。

鈴木栄子

昭和二十年に秋田県庁に入る。二十三年に労働省入省。秋田婦人少年室、婦人少年局婦人課、島根婦人少年室長、大阪婦人少年室長等を経て五十四年に婦人課長、五十六年に退職。同年、社団法人ガールスカウト日本連盟総理事、六十二年に退職。

高橋久子

昭和二十八年労働省入省。労働基準局家内労働室長、婦人少年局婦人労働課長、内閣官房審議官兼総理府婦人問題担当室長を経て五十五年、婦人少年局長、五十七年に退職。現在、勤労者福祉振興財団顧問および、アジア女性交流・研究フォーラム理事長。

東出恵美子

昭和二十四年労働省入省。神奈川、東京婦人少年室から二十七年に群馬婦人少年室長。婦人少年局婦人課、婦人労働課を経て岩手、岡山婦人少年室長へ。五十四年に主任婦人少年行政監察官、五十六年に東京婦人少年室長、五十八年に退職。

原田冴子(司会)

昭和二十四年労働省入省。婦人少年局局長書記室、婦人課、婦人労働課等を経て五十三年に埼玉婦人少年室長。五十六年に中央職業能力開発協会総務部調査役、五十八年に雇用職業総合研究所婦人雇用研究室長、六十一年に退職。

原田 きょうは司会役でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この度、クレス出版さんで、婦人少年局が昭和二十二年に発足以来、五十年までの婦人労働課と婦人課の調査を復刻なさるといふ企画がありまして、私も監修に参加させていただいております。

きょうの座談会は、これらの調査資料を読んで下さる方々のために、戦後の民主化政策の中で、婦人少年局の手によって矢継ぎ早に公表された多くの調査が、どのようにして生まれてきたのか、その草分けのころについて語っていただきたいと思っております。今や「均等法」の時代、さらに今年は「育児休業法」も成立しまして、二十年代から三十年代の調査がとらえた婦人の姿は影が薄くなっているように見えますが、今日までの婦人少年行政の展開の土台には、これらの調査が重要な役割を果たしてきたと言っても過言ではないと思います。

本省で企画なさったり、地方の婦人少年室にいらして、そこで実際の行政を進めたり、本省から来る調査を実施されたりなさった皆さんから、当時の思い出話に加えて、最近の婦人の問題との比較とか、そういった点からいろいろお話を伺いたいと思っています。

まず最初に口火を切る意味で、高橋さんが婦人少年局長をされて、五十年以降の動きの責任者でいらしたわけ

ですけれども、今度のこの調査の復刻の監修をなさって、いろいろとお感じになっていらっしゃることもあると思います。

高橋 実は、クレス出版からこういうものの復刻をしたいというお話があったときに、私、とってもうれしかったですね。というのは、私は婦人少年局に、大きく分けて言えば二度おりました。最初は昭和四十年ぐらいかから四十五年までで、「家内労働法」が全面施行されたときに家内労働室長に移っています。

ですから、婦人少年問題審議会が出したパートタイム対策の建議（昭和四十四年）とか、ああいうのを課長補



今日の婦人行政の展開の土台には、これらの調査が重要な役割を果たしてきたと言っても過言ではないと思います。

原田 冴子

佐として手がけて、それから次は五十年に婦人労働課長で来て、一時総理府に行きましたけれども、五十五年から局長を二年半ほどしておりますから、最近の動きについてはタツチしたわけですね。

クレス出版からお話があったとき、私がとてもうれしかったというのは、昭和四十年ぐらいに私が婦人少年局に身を置いたころにいろんなお話を聞かせていただいたんですね。ここにいらつしやる鈴木さんなんか……”

鈴木 私は高橋さんの下で、係長でしたから。

高橋 車を並べてましたからね。今もちよつとお話しました、調査のご苦労のお話ですね。地方にいらしたとき、調査対象を調べに行こうと思うと、駅の前の派出所で自転車を借りて、お家はどこかと聞いたらあの山の向こうだと言われて、その自転車に乗って、そのうち暗くなっちゃってどぶに転がり落ちちゃったとかという、そういうお話も伺いまして、そんなに苦労してなさった調査というのが、ほんとにこうやってリストにしてみると数々あるわけですね。その調査そのものが、もうほかならぬ婦人労働、あるいは婦人の生活の戦後史そのものを反映しているんじゃないかと思うんですね。

ところが、この調査は、当時つくった部数も少なかったでしょうし、全国にまで配る、多くの人の手に渡るということが難しかったと思うんです。しかも、その当時

すら難しかったのが、かなりの年数がたっていますから、もらっていた人もどこかにしまつてしまつたとかいう状況で、今研究しようとしている人は、その当時調査を入手した人とは、もう違う方がそういうことに関心を覚えてやりだしている。今婦人労働を研究しようと言っている人が、この調査そのものの存在すら知らないという状況じゃないかと思うんですね。

ですから、そういう方たちに、ぜひこの貴重な資料を見てもらいたい。婦人労働は昭和五十年以降、非常に様変わりしていますね。国際的な規模で男女平等の動きは出てきておりまして、様変わりしてますぐれども、しかし質的飛躍はあるにしても、それはやっぱり量の積み重ねの上から質的な飛躍があるわけであつて、過去というもの的一切断ち切つた変換というのはあり得ないわけですから、やっぱり過去を知ることによつて新しい展望というのが開けてくるんじゃないか。

だから、今婦人労働問題をいろんな人が研究していますけれども、これから大きくまた変わっていくだろうと思えますし、こういう過去について、正しい認識なくして婦人労働を語れるだろうかという疑問をかねがね持つていましたから、ぜひこの機会に、この貴重な資料が多くの人の目に触れて活用されるようになる、もうほんとに私としては言うところがないというような気持ちで、

この仕事を引き受けたんですね。

それで、原田さんが幸い一緒にやってくたさるということになったので、私はこれを引き受けるときにクレス出版のほうに言ったんです。最初は、こういう座談会の企画はなかったんですけれども、私は婦人少年局時代に皆さんから聞いた、もうほんとに貴重なお話を、ぜひ単なる調査を復刻するだけじゃなくて、そういう座談会をつけてくださいと。その座談会の記録で、生き生きとした調査の苦労話と、その調査が行われた背景というものが話されることによって、読者の方が調査そのものを見る奥行きが出てくるんじゃないかというふうに思いました。



調査そのものが婦人労働、あるいは婦人の戦後史そのものを反映しているんじゃないかと思うんです。

高橋 久子

お願いしました。クレス出版のほうで非常に快く引き受けてくださって、きょうは何か同窓会みたいだというお話がありましたけど、皆さんにお集まりいただいたんです。私自身は、聞き役のつもりで来ておりますので、どうぞよろしくお願いします。

女性解放が出発点の婦人少年局

原田 今、高橋さんからそういうお話があったんですけれども、私が入ったのは昭和二十四年なんです、皆さん大体、木下さんも、鈴木さんも、東出さんも……。多分皆さん先輩で……。

ではここで、婦人少年局の組織と婦人少年行政の特徴をお話しておきたいと思っています。組織としては本省も地方も小規模な官庁でした。これも一つの特徴だと思えますのと、私の強い印象は幹部に女の人があった。局長をはじめ、四つの課のうちの課長二人が女性の方でした。木下 局長書記（現在の庶務課長）と年少労働課長が初めから男の方でしたね。

原田 婦人労働課長と婦人課長が初めから女性でいらした。これは、それまでの中央官庁にはまず例のなかったことで、GHQ（連合軍総司令部）が「婦人の解放」を指令したことによる戦後の特色でありましたし、婦人

少年局ができた由来でもあると思います。男性も本省には一割かそこらいらしたでしょうか。

それから地方の婦人少年室——二十三年当時は婦人少年室といわないで、地方職員室といっていました、一番大きな東京の室で定数が七人だったはずなんです、実際に職員の配置が終わった時点では、初めから削減されて、一番大きい東京・大阪で五人だったそうです。

昨年、山川菊栄生誕百年の記念行事の中で、谷野先生（初代婦人労働課長・後に婦人少年局長）にそのときの話を伺ったんですけれども、なかなか地方から室長候補の履歴書が集まらなくて、来るのは男性の応募者ばかりで、山川局長がこれでは困るということで、ぜひ女性をというお考えがあったらしくて、結局、来る履歴書、来る履歴書をさんざん検討なさったあげくに、集まらない地方にはご自分で出ていらして面接をしたりして、新聞とかラジオでこういう仕事をする役所に、ぜひ女の人に参加してくださいという呼びかけもなさって、ようやく集まった——しかも、途中から女性に限るということを局長が言い出されて、これは司令部のほうもOKを出されていたらしいですが、山川局長の英断で、女の問題は女が熱心にやらなきゃだめだということで、女性だけでできた非常に小さな規模の出先機関が各県に一つずつ、県庁所在地にできたというような経緯だったということ

でした。

それから、行政の特色としては、普通、官公庁は、所管の法律に基づいて許認可をするというような仕事が多いわけですが、婦人少年局には、労働基準法の中の女子年少者労働基準規則の施行と、解釈に関することと、労働基準法の中の女子保護、年少労働者保護について、労働基準局長に婦人少年局長から勧告する権限があるというもののほかに、婦人労働、年少労働、婦人問題に関する調査と啓蒙と連絡調整の三本柱があったのです。

鈴木 この三つがユニークですよ。

原田 ええ、ですから、地方にいらつしやる室長さん方も、戦後すぐの中では連絡調整というような、今の言葉で言うところのフアジーなというんでしょうか。その地方の実情に応じて、非常に柔軟に、しかも毅然とした態度で取り組まなければいけないような、言ってみればソフトであって難しい仕事を持ったというのが、やはり特徴だったと思うんですね。

特に、婦人課が担当していたような婦人の地位の向上の問題も、確かに新憲法、民法で、法のもとに男女平等だし、女の人の問題についても、法的な保障は得られたわけですが、実態がなかなか伴わなくて、それを進めていく苦労というのはすごくあったと思うんですね。意識調査一つとっても、社会の変化が伴わない中ではな

かなか聞きづらかったり、私たちがいいと思ってつくった調査票も、結局、現場に行けば、あまりそぐわなかったということもあったんじゃないかと思います。ですから、その辺のギャップみたいなものが、やはり最初の一つの難関だったのではないのでしょうか。

井上 私は割合に遅くて、婦人少年局へ来たのは二十五年なんですけど、その前から中労委（中央労働委員会事務局）において労働問題には携わって、労働運動の中の女性の問題というのには非常に関心を持っていたんです。それで、中労委から谷野さんに呼ばれて、婦人少年局へ来たわけなんです。

原田 木下さんは、初めから婦人課のほうにいらして、調査担当の課長補佐をなさっていらつしやいましたね。最初に調査の担当になられたきっかけは何かございましたでしょうか。

木下 労働省の婦人少年局ができたのが昭和二十二年ですわ。私は、そのころ山川先生が局長におなりになって、いろんなところから女の人を採用してくださっているのと伺って、行きたいななんて思っておりました。そのときは、天然資源局というところで……。

原田 GHQの天然資源局。

木下 はい。GHQの天然資源局で農地改革の担当で、始めから終わりまであそここの丸の内におりまして、その

前には三井物産の調査部におりました。それで山川先生のところにお伺いしたら、ちようどいいから、高橋展子さん（後に婦人少年局長、デンマーク大使など）には、婦人課の広報のほうを担当してもらっているから、ぜひ調査のほうへ来てもらえろといんだけどとおっしゃってくださったのが、婦人少年局ができて半年ぐらいたったころなんです。

それで、すぐにも行きたいからって、GHQの天然資源局のボスに言ったらば、とても大事なときなので、なかなか手放してくれなくて、ちようど農地改革が終わりまして、二十三年に山川先生がまだ大丈夫だと呼んで



婦人少年局へくる前から労働問題には携わって、労働運動の中での女性問題には非常に関心を持っていたんです。 井上 繁子



あのころは、調査対象に選んだ村に旅館が一軒もなく、郵便局長さんの離れを借りて実施したこともありました。 木下 雪江

くださって労働省の婦人少年局ができて一年後に婦人課に入れていただきました。調査を担当することになったのですが、そのころ世の中には女の問題は何も資料がなく、一番初めに手がけたのが、この「女世帯の実態調査」というのだったんです。

原田 婦人課の最初の調査が「女世帯の調査」ですが、なぜ女世帯だったんですか。

木下 ちょうど東京と関東地方と全国と、三つ、だんだん大きい規模の調査をやったんですけれども、戦争や戦災で未亡人になってしまった婦人とか、夫が戦地からまだ帰ってこない、でも自分で家庭を支えなきゃならな

い女の人とか、ご主人が病死した、そういう女世帯が非常に多い時代でした。男だって大変なところを、子供なんかを抱えて一生懸命働いて、女が生活を支えている家があつた。そんなたくさん出ちやつたのね。

それは、そんなに大きく社会問題になるとは思わなかつたんですけれども、結果を発表したら、だいぶ新聞で取り上げてくださつて、大変な反響でした。

その次が「農村婦人の調査」でしたが、一方では「婦人の意識調査」も始めました。新憲法によって法の下の方男女平等が保障されたのに、女性自身の意識がちつとも変わらないということ、その意識調査も実態調査と並行してやつた。ほんとに大変でしたね、本省は企画をしては、意識調査のときは、全国調査ですと文書さえ出せば、皆さんの地方の室で実施してくださり、結果が上がつてきたのを分析すればいいんですけれど、ああいふ農村調査なんかですと、私たちは初めに計画をして対象地域を選定します。それに当たつてしまった地方の室長さんは、設営から何から全部を受け持つてくださつて。

あのころは、私たちが調査対象に選んだ村に旅館が一軒もなく、郵便局長さんの離れを借りて、そこに調査の基点を置いて、実施したこともありました。ご飯を炊いたりするのまで地方の室長さんたちがやつてくださつて、私たちはご飯を食べて、朝お弁当を持って調査に行つ

て、夕方帰ってくると、またご飯がつくられてというやり方があったりしました。室長さんはじめ地方の職員の方が、自分も意識調査のために面接調査をやりながら、そういう裏でお食事をつくってくださったりしたなど今思っているんです。

おもしろい話の一つあるんです。皆さんもご存じかしら、奈良に行ったとき、私たちが女の役人で、男の人は長吉さんね。

原田 婦人課で唯一人の男性係長だった中島長吉さんです。

木下 係長さんで、庶務のほうをやったり、一緒に調査の出張で行ったんです。本省からも他は女ばかり、室も全部女で、その村に入ってた。農村の人から見たら不思議な光景だったようです。

鈴木 農村ですか、それも。

木下 農村調査で、奈良のときね。それから村の実態を見るために、社会的な統計ですから、女の人の声を聞くためには、ランダム・サンプリングで当たった女の人に面接しなきゃならないんですというふうな役場で申し上げて、対象者を住民票から抽出させてもらい、何人かが当たりますよね。その名簿をみせて、この方に会いたいというと、もう村長さんが困っちゃって、この人はお嫁さんだと。どうしてこのおばあちゃんのほうに会って

あげてくれないんだと言ってます。(笑) おばあちゃんには、お嫁さんが当たっちゃったからと言って、何であの嫁なんか聞くのかと言って、わあわあ泣いているから。(笑) だから、もう統計に入れなくてもいいから、おばあちゃんからも聞いてあげてくださって言うので、別におばあちゃんにもお会いしたりしたこともあったしね。そのうえ、お嫁さんに調査票で聞いていても、おばあちゃんはどうもふすまの陰で一生懸命聞き耳立てているらしいの……

鈴木 何を言いかと、監視してるわけなんでしょう。

木下 そうなのね。お嫁さんは気にして、小さな声で答えるのよ。

高橋 何年ごろですか。

木下 二十五年ぐらいね。

鈴木 報告書は二十七年ですが、実施が二十五年でした。

東出 三十年代、岩手にいた時の農村の調査では、本省から送られてきた調査票の質問事項をそのまま開けなかったのを覚えています。当時の東北の農家は貧しくて、ミシンや電気製品の有無を聞くのものはばかられる状態だったの。だから職員にも臨機応変に、自分の目でみてあとで記入するように指示したり。あの村も今は豊かになっただけでしょうけれど、そのころは皆さん想像もつかない貧

しきで、人身売買なども東北出身者が多かったぐらいです。その後、四十年代という経済事情の違いはあるにしても、岡山に移ってみると、同じ農家でも東北と比べてずっと豊かなこと、女性もはるかに明るかったことが印象的でしたね。

私は二十五年から神奈川に行きまして、一一カ月、それから東京の婦人少年室です。

高橋 神奈川では何か調査に携わられたの？

東出 ええ。でも、婦人課と婦人労働の調査というのは、あまり記憶がないんです。年少労働の調査が強烈にあるわけです。あの靴磨きの浮浪児というのかしら、戦災孤児というのかな、そういう人たちの調査がありました。それこそシラミがたかるんですね、調査しますとね。だから、黒いレインコートなんか着ちゃって、そしてその子たちに囲まれて、お巡りさんと報道関係の人たちが遠くから見てくれるんですね。それで調査した記憶がある。そういうのは強烈ですから覚えているんですけど。

高橋 それで帰ったら、そのレインコートをパタパタと……。

東出 うん、それをやらなかったら、シラミがたかるんじゃないかって言われて……。そういう調査だったの。

原田 繊維の調査は神奈川は当たりませんでしたか、

製糸など。

鈴木 でも、繊維は神奈川はないと思いますよ、そのころは。

東出 いや、半原というのが、あれは織物工場なのね。事業場訪問調査かもしれません。

鈴木 繊維はね、群馬県の富岡、それから山梨。あと北陸のほうとか、あっちが主力でしたね、記憶では。

原田 そうすると婦人少年室は、調査のほか啓発的なことは、本省からリーフレットとか、そういった啓発資料が流れていつてから実際に動き出したんでしょうか。

東出 そうでしたね。



戦災孤児の調査では、シラミがたかるんですね。だから黒いレインコートを着て調査した記憶があります。

東出恵美子



そのころはいろんな法律や制度が新しくなって、社会的には非常に戸惑い、混乱があったんじゃないかと思います。鈴木 栄子

鈴木 私は婦人少年局発足のころは、まだ、秋田県庁の職員だったんです。戦後間もなく県庁にも婦人部というのができまして、婦人部長に推されていたんです。それで七月か、八月に、働く婦人の啓発活動行事だったと思うんですが、婦人少年室の室長さんと、県庁の婦人部長の私と、それからそのころ東北肥料にいらした婦人部長と、三人でラジオの座談会に出たんです。そんなことが二緑で室長の鷲尾さんから私に、婦人少年室に入らないかというお話があったのです。そのころ婦人部長をしていた関係もありますが、終戦になってから、青年婦人のために何かできないだろうか、自分なりにいろんな夢

を描いていたこともあって、そんなきっかけから呼びかけに応じて、入りました。

それで私は、二十三年の九月一日から、二十八年の七月一日まで秋田にいました。そのころはご承知のように、経済的にはもうタケノコ生活みたいにはんとに混乱してましたし、いろんな法律やら制度やらが新しくなったり、改定されたりしておりましたので、それらで女の人の生活ももちろんですが、社会的な農村だとか、市街部や何かも、ある意味じゃあ非常に戸惑い、混乱というものがあつたんじゃないかと私は思います。

その約五年の間で、何をしたらかとさつき司会者のほうからお話がありましたけれども、もちろん本省の指示のこともあります。やっぱり民法の改正だとか、憲法の男女平等の思想に基づくいろんな制度とか、その普及にすごい力を入れました。普及ということは啓発ですね。それはもう足で歩いてです。

それで、私はこの間の調査としましては、もちろん今回、復刻される調査結果報告書も貴重ですが、後でその調査のことは申し上げるとして、このほかに当初から「事業所訪問調査」というのがあつたんです。あれが今思えば、非常に貴重な調査だったと思います。

原田 公表されてはいないんですね。

鈴木 あれは業務を進めていくうえで必要なケースス

タデイですよ。それは自分自身の勉強にもなりましたが、使用者側への啓発もある意味では調査にあったと思うんです。そういう時期でした。

目の目を見た婦人の地位や労働の実態

原田 私。調査って面白いものだ。とすっかり好きになってしまったのは、二十九年の「山村婦人の調査」で、山梨県の三富村に泊まりこんで、全く違った世界に住む女性のたくましさに接したこと、三十年の「漁村婦人の調査」で千葉県千倉町の海女さんたちの威勢の良さに圧倒され、目からウロコが落ちる思いをしてからでした。高価なアワビを沢山とって夫以上の稼ぎがある彼女たちの明るさは、経済的な自立あったればこそで、家庭生活でも夫と対等以上に見えて輝いていた。「お産のときはどのくらい休むんですか」と聞いたら「その日までもぐるよつ、あんたの水の中の方が腹は軽いんだよ」って言われてしまった。最近、婦人の地位に関する調査といえは、紙の上に現れる意識調査ばかりが多く、生活実態の追ってくるものが少ないのは残念な気がしますね。

井上 やっぱり足で歩く、それから目で見ると、体験する、そのことがとても大事だということで、山川初代局長の強い方針があったわけですよ。それで、実証的に物

をちゃんと把握して、それに基づいて対策を立てることが山川局長の非常に強い信念であった。それから労働基準法の第一〇〇条に規定された調査員証を持っていた。調査についての権限を持っていましたからね。本省では婦人労働課と年少労働課の職員、それに地方の婦人少年室の職員に与えられていましたね。

だから、その権限でもって事業所へどんどん入って行って、事業所訪問調査で貸金台帳をあけて見せてもらって、それについて事業主に物を言うこともできたし、実態調査もそれのできたんですね。やっぱり、山川局長の強い信念に基づく方針と、私たち、携わっていた職員の意気込みというか、婦人の地位向上のために何かしたいというような、職業として無事に勤めれば良いというんじやなくて、そういう意気込みみたいなものがありましたよね。だから、それがとても支えになってたと思うんですよ。

東出 「事業所訪問調査」は、東京の室は本省の指示より前からやっていて、当時の室長の伊藤さんが非常に力を入れてられてね。暇があったら、事業所へ行ってこいと言っんです。何でもいから自分で計画を立てて、どいういう順序で行くかというのを決めて、そして時間があれば、事業所を一カ所でも多く見ろって、随分指導されました。

木下 井上さんが昭和二十五年に中労委から婦人少年局へいらしたとき、一番初めにどこにお入りになったんですか。

井上 婦人労働課の資料係長をやったんです。

原田 井上さんがいらしたころは、婦人に関する統計というのは非常に少なかったと思うんですけども、それを確立された時期じゃないですか。

井上 そうです。新聞記者から電話がかかってきて、今婦人労働者は何人ぐらいいるんだとか、勤続年数はどのくらいなんだとか、どういうところで働いているんだとか、いろんなことを聞いてくるわけですよ。そうすると、それに答えられないのね。基礎資料のちゃんとしたものを、自分たちが持っていないもので。

それで、ある程度のものはもちろんありましたけれども、やっぱりそれをきちっと整理して、私たちのものを持って、それを世に問うていくというようなことで、それが一つの広報というか、その当時言っていた啓蒙みたいなものになっていくんだと。

そういうことで、私たち資料係は、係長ともう一人ぐらいしかいなかったんですけど、その二人で夏の暑い日も冬の寒い日も、総理府統計局に日参したんです。そして、婦人に関連する統計資料を、あらゆる角度から洗い出して、それも印刷してあるものをもらってくるんじゃないや

なくて、もう手書きで写してきてたんですね。ですから、時間がかかるし、手はかかるし……。

木下 そのころは男女別の数字がなくてね。特別に婦人少年局、特に婦人労働課なんかは総理府などに申し入れをしてね。国勢調査でも何でも、男女別はとってもらわなければ困るっておやりになったのよね。

井上 労働省の統計調査部が行っていた賃金調査とか、そういうものにも男女別がないんですよ。それで全体というのは、大体が男の人が多くて、その当時はまだ女子労働者は四人に一人ぐらい、二五パーセントぐらいしかなかったんですね。今はもう四〇パーセント近くになっていますけど。

だから、女は地位も低かったし、たいした勢力でもなかったから無視されてたわけですね。統計の項目を増やすのには予算もかかるので、男女別なんてつくってくれなかったんです。でも、とにかく女の数字が出てくるものは全部洗って、そして手書きで写してきて、それを整理してつくったのが「婦人労働の実情」の第一号でした。

木下 だから、実態調査もとてもいいけど、統計資料も貴重な存在でしたね。

井上 そうすると、結局、男女賃金格差なんかはつきり出てくるんですよ、今まで隠れていたものが。それを日経新聞などがいち早くキャッチして、ぱーっと発表

しちやったりするんですね。そうすると省内でそれが問題になつちやつて、女がやると何でも女工哀史になつちやうつて怒られたわけなんです。文句を言われましたよ。

原田 実態がそうであつてもね。

井上 実態がそうであつても、男女格差がうーんと出てきたり、賃金の格差が、ものすごい大きな格差が出てきたりすると、女がやったから、婦人少年局がやった資料だから、女工哀史の結果が出てくるというようなことを言われるわけなんです。

それから、どんな統計を見ても、男女別が出ているものは一般的には男が先で次に女ですよ。それを私たちは女男としたわけです。(笑)

原田 婦人労働課だけではなく婦人課の作成した統計資料も女を先へ持つていましたね。

井上 というのは、何も女性上位を主張しようというんじゃないで、女の実態を見るための資料だから、その参考として、比較のために男をつけるという意味で女男としたわけです。それがまた男の役人などから皮肉られるものになったり、そのころの女性の地位の低さの象徴みたいな事件がいっぱいあったんですけど、おもしろかったですね。

高橋 婦人労働の調査で、昭和二十四年に「女子の官公庁職員に関する調査」というのがありますね。あれは

かなり古い、一番初めと言っていいぐらい、婦人少年局が二十二年に発足して、二十三年に調査をして、二十四年に報告書を出しているんですね。私はかねがね、なぜ官公庁職員が真つ先に手をつけられたかという疑問を持っていたんですが、どういう意図だったんでしょうか。

原田 私が聞いている限りでは、女性の新たな分野としての官公庁職員の数とその地位の実態を明らかにすることが目的だったようです。

鈴木 目標が職域拡大。ですから、私、今回ずうっと時系列に見てみますと、この婦人労働の調査は男女の平等と職域の拡大が基本的な目標になっています。この官公庁職員の調査もそうなんです。たしか私の記憶では、役職についている人のビクアップでした。

高橋 じゃあ、そのころからもう官公庁の中で、女子をもっと幹部にという意識はあったんですね。

鈴木 婦人少年局の考え方はね。

原田 ただ、この官公庁の職員の調査は、後々は人事院のほうの仕事になって、こちらは所管上、手をつけられなくなりました。でも、最初の皮切りをしたのは婦人少年局。

鈴木 ですから、今は例えば「公職にある婦人の調査」の一つのパートになっているわけですね。

高橋 「製糸工場」が昭和二十五年でしょう。製糸工

場に早く着手するというのはわかるような気はするんですけど、それよりも早い年に「官公庁職員」というのがあって理由を知りたいと思っていました。

東出 これは記憶が違っているかもしれないけど、二十四年のころ、レッドパージという理由で女性も、随分やめなきゃならない人がいたでしょう。それで雇用機会拡大運動とかという啓蒙運動をやったわね。

高橋 世論調査もやってましたね、婦人の雇用機会拡大について。

原田 女性であるということで、優先的に首を切ることは不当な差別であるということについて、雇用主側への啓蒙的なものとして二十四年に全国集会を行ったと思いますよ。

鈴木 さっき原田さんが用意してくださいました資料に、戦後、戦地や外地からみんな復員してきて、男の職場がない。戦時中に動員されて、いろんな職場に入っていた女の人たちを、いったん首を切らざるを得ない状況になってきてたわけですね。そういうところから、今の雇用機会拡大というのが出てきているわけですね。

東出 何か、日比谷公会堂で大会をやった記憶があります。

高橋 だから、雇用機会拡大というのも、就業分野の拡大はもちろんあるんでしょうけれども、とにかく動き

口がないという中でキャンペーンだったのね。

原田 結局、国鉄などは、戦時中に男の人がほとんど戦地に行っちゃって、改札、それから踏切番、被服のほうはもちろん昔から女でしたけど、国鉄のかんりの仕事を女の人が支えていた。それを終戦で帰ってきた男の人たちに明け渡すためという男の人の失業対策だった。それからもう一つは皮肉なことに、労働基準法ができて女子の深夜業が禁止されたり、危険有害業務、重量物の取り扱いなどの、女子保護に関する規制が出ましたよね。結局、国鉄のほうは、首を切りたいところだったので、深夜業のある踏切番も首を切りたい。それから、出札、改札などでも、夜は女は使えないから男に替えたいということになったのです。それから重量物の運搬では、新潟の沖仲仕とか、山形だったと思いますけど、六〇キロの米俵を女の人が運搬してた仕事なども、転換を余儀なくされた時代です。

東出 沖仲仕の仕事は何か、はしごみたいなものを担いで大変な力仕事だったそうね。

原田 その仕事は、男と同じものを担ぐ仕事だから、女の仕事としては賃金がよかったですよ。それができなくなるということは、女の人にしてみれば、食うや食わすの死活問題になる。そこで特に国鉄に対しては政府機関なんだから、そういう問題について、慎重に扱えと

いうことで、婦人少年局長から申し入れを行ったと聞いています。

高橋 私、労働基準法制定当時に参画した方が書かれた本を読んだ時に、「怪力娘は労基法違反」って、そういう思い出話を書いている方がいらつしやるのね。米俵を背負って運搬して、そういうことをやってたんです。けれども、女子の重量物の取り扱い制限にひっかかるというのでだめだといって、結局その人たちはその職につくことができなくなつて、倉庫の中でむしろ作りになつたり、元の農作業に戻つたりしたというの。

原田 その配置転換というか、国鉄の職員に関しては、婦人少年問題審議会が二十三年の十一月に「日本国有鉄道法案中、第三十三条に対する建議」というのを出して、それが女の人の首切りを安易にするなどということの建議書だったと覚えています。その後、国鉄の場合は労使交渉の中で、踏切番だけを例外規定として深夜業を認めるようにしてしばらく残っていたはずです。一方、沖仲仕などについては、婦人少年室長が事業主と交渉して職種転換をするなど、最初の仕事としてかなり大変だったと思います。

高橋 だからこの時期、要するに女の人が占めてたところに、男の人を、復員した人をはめようとして、それがちやうど危険有害業務の就業制限なんかを決めていく

時と一致したから、だから、まさしく「就業制限」になつちやつたということがありますね。

原田 重量物取り扱い制限は、継続で二〇キログラム、漸続で三〇キログラムでしたな。

高橋 そうです。

原田 母性保護上持つてはいけないという、あの基準は何だったのかということ、大羽さん（最初の婦人労働調査を担当、後に婦人労働課長）が「男女雇用機会均等法前史」で書いてらして、あまりはつきりした根拠はなかつたんじゃないかと。ソ連の法律で、そういうキロ数があつてそれを採用したと思うと。

けれども後々に、今度の復刻版の中にもありますけれども、「重量物取り扱いに関する調査」を労働科学研究所に委託して科学的に行つてゐる。それ以前にも、事業所に当たつて実態調査をしたのと、その二つで後から裏づけのための調査をやつてみた。その結果、継続二〇キロ、漸続三〇キロ以上はいけないという、その規定が妥当だということがわかつたということを書いていらつしやる。そんな形で生まれた新しい法律ですけども、実際には地方の婦人少年室の室長さんが、基準局や県やいろんなところへかけ合つて、問題を解決するなど、大変だった時代だと思ふんですね。

今回復刻されるこういった統計調査だけではなくて、

「事業所訪問調査」と、逆に労使双方から持ち込まれる問題。いわばトラブルみたいなものですよね。ごく初期は、かなりそれを地方でこなしでいらしたんだと思うんですね。

だから、さつき井上さんがおっしゃったような実地を見るということが重視されたんですね。

実態把握こそ行政の基礎

原田 山川局長らしいと思ったのは、婦人少年局月報というのがあるんですが、その第一号に「月報の発刊に際して——山川菊栄」という一文があるんです。一九四八年の九月一日発行で、労働省と日を同じくして生まれた我が婦人少年局も一周年の記念日を迎えたということ。

きょうから、この月報を発行しますという中に、「婦人少年局の主な任務は、女子及び年少労働者、並びに一般婦人についての資料の収集、実態調査。それに基づいて政策を立てること、資料を公表して一般の参考に備えることなどであります。確実な資料なしに対策を立てることとは、土台をいいかげんにして家を建てるようなもので、まことに危なっかしいことです。日本民主化のためには、婦人及び年少者の地位が改善されなければならず、それをするためには、具体的な現在の実態をはっきり突きと

める必要があります。そして広く、男も女もそれを知り、それをもととして案を練る必要があります」ということでこの月報を皆さんにお届けしますと書いていらつしやるんです。

私は当時、局長付きをしていて、山川局長が調査にいらつしやるお供をしたことがあるんです。神奈川県の小さい紡績工場でした。女の人に直接、山川局長が話を聞きたいとおっしゃって、工場のほうはあたふたと労働者を集めてくれました。そうしたら、現場監督みたいな人が、何を聞かれるか、何を答えられるかと思って、さつきのふすまの陰じやないんですけど、うろうろして、なかなかその部屋から出ていかなかったら、山川局長、「私もただでお話を伺いたいから、お引き取り願います」っておっしゃったんです。（笑）それがもうほんとうにニコリともしないでおっしゃるものだから、事業所の人は「ああ、そうですか」と言っ出ていらしたけど、調査の原則を、すごく生まじめに実行なさる方でした。その姿勢がきつと全体に浸透してたんじやないですか。

東出 山川局長が神奈川へいらした時、私ちようど神奈川県婦人少年室でした。それから、私、後で群馬に転動しましたけど、群馬でも局長がいらした時の話、後になつても語り継がれてたんですね。非常に毅然としてらしたというんです。あそこは製糸工場がたくさんありますで

しょう、軒並みなんですよ。丸ト組製糸所というのがあったんです。その社長が、県の商工会議所の会頭になって、一番の実力者なんですね。そこへ行って、いろいろ調べられて、いろいろ問題点があったわけですね。局長がその社長を呼ばれて、こういうところが悪いから直さない、これを直しなさいと言った。

その一つとして、工場の人たちが食べる、給食のおみおつけのようなものでも何でも、入れ物が非常に汚かったんだそうです。それを注意されたら、即刻局長がいるうちに、新しい容器を買ってきて取りそろえたそうです。それが基準局の人とか、そういう関係者の人たちに、あいう県の実力者を呼び寄せて、小学校の生徒みたいに山川局長がしかったんだそうです。そして、すぐに取りかえなさいと。そうしたら、社長はそれをまたすぐに買いかえた。どっちも偉いといって、その話が後々まで逸話になって残っていましたよ。

原田 私が婦人少年局に入った当時は、採用した職員（多分、事務官以上）の履歴書を英文にして、GHQの担当のところへ提出していた時代でした。婦人少年局の設置もGHQの肝いりで、アメリカの労働省婦人局がモデルだったそうです。調査や啓蒙の仕事についても具体的な指導や援助があったのではないかと、思って最近、大羽さんにお聞きしたら、「やはりGHQの労働課の援助

は大きかったわね。アメリカは調査や啓蒙など技術的にずつと進んでいたから——。例えば、製糸工場の調査に行った時も、私たちが女子の賃金について会社の課長から聞きとりをしていると、そんな方法はダメだから、実際に賃金計算をしている女性の事務員を呼んで直接聞きなさいって。アメリカの監督の手法でやるんだから勉強になったわよ」とその効果を評価していらつしやいました。日本の敗戦と、民主化政策は、こんな面でも女性の解放と地位の向上にプラスになっていたんですね。

木下 私もちょうど入ったばかりでしたけど、北海道に山川局長のお供をしたときに、随分方々へいらしたんですけれど、札幌からちよつと入ったところの炭鉱でした。局長が講演をしていらつしやる間にメモが私に届いたんです。労働者の人たちが局長にせひ、自分たちのハーモニカ長屋を見てほしいんだと。きょう講演が終わったら、そつちに見にいらしていただけるだろうかというメモなんです。それで終わって、すぐお目にかけたら、行きますよとおっしゃったので、「いらつしやるそうです」と申し上げたら、終わったら、会社のほうは、「新しい宿舍がもうこつちにできているから、ここを見せたい」と。

でも、婦人会の方たちが、山の向こう側にあるハーモニカ長屋（炭鉱の従業員住宅）、自分たちの住んでいる

ところを見てほしいとおっしゃって、そっちへいらっしゃるんですと言ったら、会社側はあそこはすぐ壊すので、こっちにもうできてゐるんだからって、しつこくおっしゃったけれども、山川局長はハーモニカ長屋へ行っちゃったのね。それでも、みんなが熱心にいろんなお話をして、局長は一生懸命お聞きになった。そして帰ってきで、夜どこへ泊まるかと思えば、そのハーモニカ長屋とは全然違う、すごい立派な、炭鉱会社の私たちを泊めていただく施設があるんですね、そこに……。

原田 お客さん用のですね。

木下 そこに私たちは泊めていただいたんです。そしてお出しいただいたお食事は、立派なお刺身や何かも出て、ごちそうが出たんですけれども、局長は全然手をおつけにならないの、そういうごちそうに。私も困っちゃったし、北海道の室長さんも二人とも間に立って困っちゃって、後で困るからせめてお刺身だけでもいただきますしょうなんて、私たちだけはお刺身なんかをいただいたんです。そういうごちそうになれば何かが言えない。で、必要以上のごちそうにはならない方針だったのね。

大概、事業所に行くとき、これからお話という前にお茶が出たり、お昼が出たりいたしますでしょう。そうすると、お食事はもう汽車の中で済んできました。それから今みたいなときも、私は局長の旅費をお預かりして

いるでしょう。それをちゃんとお払いしていくのよとおっしゃるから、何か施設の費用にでもと言って少し置いて……だっておとりにならないから。そんなような形で、ほんとにその点は厳しくしてらして、とうとう最後のお見送りのとき、一番上の所長さんは怒っちゃったんだか何だかいらつしやらないで、次の方がお見送りしてくださったような思い出がありますけど、非常にきちつとなさっていらつしやいました。

鈴木 私どもも地方におりまして、特に農村とか婦人関係の調査もそうですが、婦人労働関係のときには、もちろんそのころは私どもも服装なんか完全じゃございませんけれども、べた靴を履いて、化粧しないで、労働者と変わりないような風情、要は隔たりがあると相手方はつきり物を言えなくなるから、同じような服装だと、身だしなみでいらつしやいということが基本的に一つありましたね。

それから今お話があつたように、調査に行っても、食事もお茶も、あまり飲んじやいけない、食べちゃいけない、向こうから供されても。だから、もし食事の時間に合うようだったら自分で弁当を持っていくか、あるいは外で済ませなさいということでしたな。

その当時、私どもこの二十年代というのは、交通事情は悪いし、今のようには県内を日帰りであつたというわけに

もいなくて、もうほんとにどこかへ行けば泊まらなきや

調査できなかつたですよね、無作為にランダムで抽出したりするものですから。そうしますと、ほんとに旅館がなくて、どこへ泊まっていかわからない。織維工場では、自分の寄宿舎がいているから、ここへ泊まりなさいと言ってくれるけど、そこへ泊まっちゃいけないわけでしょう、さっきの方針から言いますとね。随分困ったこともありました、調査に向かうまでの間に。

高橋 鈴木さんが、駅前の派出所で自転車を借りていったという話を聞いているんですけど……。

鈴木 それは「農村婦人の実態調査」でしたね。

高橋 派出所で自転車なんかは貸してくれたんですか。

鈴木 まず自転車のお話からしなさいけませんね。とにかくさっき話したように交通事情は悪い。それから婦人少年室の予算規模は、ほんとに一般の家庭の家計費よりも少ない予算で仕事をしなさいけなかつたわけですね。

ですから、例えば本省から資料が来たり、郵便物をはかへ出さなさいけないようなことがあっても、それを節約するために、何か機動的に動けるものがないと、市内でも効率が上がらないということで、室長たちの要望で、自転車を本省から各室に一台ずつ配給してもらったんです。あれが昭和二十六年だったと思うんです。赤い

ハイカラの自転車が婦人少年室へ来たの。

高橋 それじゃあ、婦人少年室職員になるには、自転車に乗れるということが条件に……。

鈴木 私はその当時、自転車に乗れなかつたの。でもね、とにかくほんとに自転車があれば、婦人少年室の経済、それから時間的にも効率が上がらないということで、自転車が来てから基準局の職員に後ろを押してもらって、まず自転車を覚えました。

高橋 まず調査をするのは、自転車を覚えるのから始まったわけ。

鈴木 そうです。

高橋 それであなた、あんまりうまくなかつたから、どぶに落っこっちゃったの。

鈴木 あちこち、まだそのときの傷が残っていますけどね。それは秋田県でも、今は南部のほうの山間の村に調査地点が当たったわけです。ところが、これはもうほんとに当時秋田から、朝に汽車に乗りますと、夕方まで県内でも着かないような交通の不便な場所、どうしてもその調査地点まで行くのには、もちろん今のように乗合バスがあるわけでもなし、もうテクテク歩かなさいけないわけ。まず駅前の交番に、ここはどこですかというのを聞いた上で行くわけですけど、バスはない、時間的に間に合わない。行く場所はあつちの山の向こう

だと言われて、それで交番から自転車借りて、その調査地点まで行ったわけです。今なら道路は広くて、田んぼもみんな耕地整理もできていますが、当時はまだほんとうに不便な山村だったんです。

その自転車に乗っている途中に、小さな川に落ちてしましまして、ずぶ濡れになって、調査対象の農家へ駆け込んだの。そのころ、着がえも十分に持っているわけでもないんですね、衣料事情も悪いし。それでたき火をたいてもらって、たしか寒い時期でしたよ、やったのが。

高橋 それで衣類を乾かしてから、調査をやったの。

(笑)

鈴木 いえ、乾かしながら。だって時間がないんですもの。それは農家の方から、上へ羽織るものは借りて、あとは私の着たものをそこで乾かして。

原田 大変でしたね。きっきの調査の基本的な姿勢については、調査のマニュアルみたいなものが本省から送られてきたんですか。

鈴木 いえいえ、それはもう口頭の指示でした。

高橋 それで相手の接待を受けちゃいけないというけれども、例えばそういう農家なんかに行くと、自慢の漬物なんか出してくれたりね。

鈴木 それは出しますよ。

高橋 それは食べないとね、調査がスムーズにいか

いでしよう。

鈴木 いかないわ。それから事業所だって同じことですよ。食べるなって言われてもね、食べなければ、それは日本人の義理人情みたいな世界ですから。意が通じていかないのよね。

高橋 私はね、基準局の調査でしたけど、大きなほたもちなんか出されてね、それを食べなきゃならなくて食べたら、帰りにシンマシンが起こって……。 (笑)

原田 日本的なコミュニケーションなのね。

高橋 だからあれは限度が難しいのね。

鈴木 と思います、私は。ただ、山川局長の考え方は、その費用は会社の費用から出ているからいけないという考え方なんです。だから、役所がほかの人を接待するのもしけない。そんな経費は会計の中に計上されていないと。

東出 昔調査をやるときは、必ず集められて、そして説明会があったでしょう。

鈴木 いや、調査ごとではなかった。だって、それはどの予算があるわけじゃないですもの。

東出 でも、婦人労働の調査は、ほとんどあったように記憶しています。

原田 ブロック会議でやったのかもしれないね。

東出 ブロック別の会議のようなのでやってたでしょ

うね。その時にいろいろ細かい指示がありましたからね。

秋田が農村や何かで歩かれるのが大変だということな
んでですけど、この東京でも家内労働の調査をやった時、
私は、渡し船というんですか、あれで行ったことがあり
ますよ。今でもあそこを通ると思ひ出すんですけど、あ
れは北区かな。志茂町ってあるでしょう。あそこで、荒
川ですよね。あれを渡らなければ行けない調査対象が二
件あったわけ、そのためにこっち側で一時間ぐらい、船
が出るのを待って、そして行ったことがありましたよ。

高橋 それで行った先ではスムーズに調査ができた
た？

東出 できたです。はつきりそれだけは覚えています。
あのときは、一番先の内職の調査で東京は造花だったん
ですよ。

井上 それは「家内労働の調査」というのと、「内職
調査」というのと、一応別のあるんです。

原田 二十六年の「家内労働の実情」に東京の造花の
調査というのがあるんです。

東出 東京は造花なんですけど、何しろ東京というの
は調査対象が多いので、数をこなさなきゃならないんで
すね。いつだって調査というと、サンプルの一〇パーセ
ントないし二〇パーセントは東京ですから。そしてその
ときだけ、最初の調査だったからだと思うんですけど、

私、はつきり記憶があるのは、事務官以上がやれという
ことなんです。

鈴木 調査員証を持っているからですよ、事務官は。
原田 調査権限を持っている人でやりなさいというこ
とですね。

東出 室長と補佐しかいないんですよ、調査員証を持っ
ているのは。それで私は、結局、室長と二人でかなりの
数をやりました。

一軒ずつ訪ねての内職調査

井上 「家内労働の調査」というのは、いわゆる家庭
婦人が内職をやっているあの調査じゃなくて、家内工業
の調査なんです。一家を挙げて、子供からおじいさん
に至るまで労働に従事している。すごい長時間労働をやっ
ていて、しかも保護法も何もないですからね。ものすご
くひどい状態だったわけなんです。雇われて働いて
いるんじゃないから、もう無制限に働いちゃうわけなん
です。

一方で、いわゆる家庭内職、女性が外へ働きに出られ
ない、子供がいっぱいいるとか何とかで、そういう人た
ちが家庭内職をやっている。それは大きい工場なんかの
下請の内職を仲介者から受けて、例えば電気機器の部品

を扱ったりするような内職なんですね。それがまたものすごく、長時間労働をやっているも工資が安くて、しかも保護も何もないというようなことで、そういう二つの流れがあった。母集団をとらえることも困難な調査でしたが、それが「家内労働法」制定への基礎になったのね。

それとさつき高橋さんがおっしゃったように、三十三年ごろに、東京の下町でヘップサンデルの製造を家内工業でやっている人たちが、ベンゾールを溶剤に使ったゴムのりを使っていて、ベンゾール中毒を起こして、死ぬ人が出るなんていう労働災害事故が出てきちゃって、それが当時のテレビやラジオや新聞やらで大騒ぎされて社会問題になった。そんなことから、労働基準局もそれを取り上げて審議会にかけたりして、それがだんだんに積み上がっていったって、「家内労働法」ができて上がる。それが四十五年です。

高橋 臨時家内労働調査会というのが三十四年にできたんです。それはベンゾール中毒がきっかけなんです。井上 昭和四十五年です。ね、「家内労働法」が成立したのは。

高橋 だから、臨時家内労働調査会ができて、結局実情がわからないというので、家内労働というのは、ほんとに内職の「内」は内緒の「内」だと言われるぐらい、本人もまた見せたがらないんですよ。ということがあつ

て、調査に随分長いことかかりまして、やっと法律ができたのが昭和四十五年。

この間、谷野先生にお伺いしましたらね、私、谷野先生がああいうのをおっしゃったのを初めて伺いましたけど、家内労働局をつくりたかったんだそうです。家内労働というのは、婦人だけじゃないとおっしゃるのね。今おっしゃった、いわゆる一家を挙げてやっているというのは、とにかく一家の世帯主がやってて、専業的家内労働というふうな呼び方をしていますけど、そういう男性もやっているでしょう。だから、婦人少年局の中でやるというんじゃなくて、家内労働局をつくりたかったとおっしゃってた。

原田 それは男女にかかわらず、身体に障害があつて、普通の雇用の場に出ていけないような人も含めて、対策が必要だと思つたということで、組織をつくりたかったとおっしゃってましたね。

高橋 だから、随分調査もありますよ。ね。「家内労働の調査」とか「家庭内職の調査」とか。あとになって「内職工賃調査」という形で随分……。

井上 「家庭内職の調査」というのは主婦がやっている、いわゆる内職ですね。あの調査の企画もものすごく大変だね。対象がつかめないんですよ、統計があるわけでもないし。どうやって対象をつかもうかということこ

ろから始めたわけなんで、東京と名古屋と大阪の三都市でやったんですけれども、まず何々区の何町という地域を抽出したんです。その地域の中の全部は歩けないにしても、この部分を悉皆調査で全戸数をやるのか決めて、それを歩くわけですね。隣から隣へと行っただから、地域を抽出して、その地域の中を悉皆調査したわけですね。それで、「こんにちは、ガラガラ……」から始めて、定義を決めておいて、おたくではこういうふうな仕事をやっていらつしやいますかと聞いて、「やっていません」とか、「います」とかいふ返事を聞いて、「います」というところから始めたわけなんです。この調査は。

原田 それは、内職調査の最初がそうだったというのとですか。

井上 そうです。もうそれは膨大な人海作戦なんですよ。ものすごい人手が要るわけです。ですから東京でやっても、東京の室と本省だけではとてもできないので、地婦連（地域婦人団体連合会）を頼んだんです。地婦連の組織を頼んで、そのときは調査費も口当として少しは出しました。そして歩いてもらって、私たちももちろん一緒になって歩いて、家庭訪問の形でやる。そして、内職者が何パーセントぐらいいるかというのもその結果で出して、実態を把握していく基礎をつくったんです。私は名古屋でもそれをやりました。

高橋 随分、本格的にやったんですね。

原田 今、井上さんがおっしゃった「家庭内職の実情」というのは、婦人労働課が出した調査資料の一九番の、「家庭内職の実情―東京二十三区」というのとは違うんですか。

井上 そうです。それは二十九年でしょう。それで三十年にやったのが、名古屋と大阪です。

高橋 今ワープロとか、ああいう通信機器を使ってやる在宅就業をつかまえないかというんだけど、対象者の所在はもうとつてもわかりませんと言って、結局、委託者から把握する、業界から把握するという方法しか考えてないけれども、それこそ今のお話ですと、悉皆調査で、「ガラガラ、ごめんださい」というところからやるわけでしょう。そういう調査方法もあのころやってらしたというのは、ほんとに驚きですよ。

鈴木 もう今はプライバシーの侵害で、ノーコメントですよ。あのころ私たちがしたような調査方法というのは、私、三十六年から三十八年まで二年間ぐらい、大阪におりました。そのときに婦人課の意識調査や何かは、住宅地の婦人の意識調査だったんですね。そうすると、これまたランダム・サンプリングでやりますから、高級住宅地なんかに行くと探すのが大変だったり、犬がいたりして、ほえられて中へ入れないわけ。（笑）それと、

やはり中には拒否する人も結構いました。

東出 最初のころは、比較的調査がやりよかったのね。拒否なんていうのは、あまりなかったの。

高橋 最初のほうがやりやすかったんですか。

東出 私は、東京の室へは三回も在職したわけですから、最初のとき、二十五年から二十七年まで、約二年間。それから四十年の九月から四十七年まで、補佐を二回やっているんです。それから、最後に室長で行っているんですけど、後になるほど大変でした。東京は調査拒否が多くて。

井上 ほんとに、昔ほど素直に入れてくれたんですよね。私ね、離婚の調査というのもやっただけです。

木下 これはほんとうに難しい調査でしたね。「協議離婚の実態」というのは。

東出 ただでさえね、触れられたくないことなのに。

原田 婦人課の調査は個人の生活に立ち入ったことをいっぱい聞いているんですね、調査票を見ると、農村にしても、都市にしても、例えば家計のこと。お財布を握っているのはだれかとか。今でこそ、都市の主婦はほとんど自分がやっているでしょうけれども、さっきおっしゃった農村の、しゃもじは嫁に渡さないというおばあちゃんも厳然と構えてたところに、いろんなことを聞いて、しかもお献立まで聞く調査がいっぱいあるんですよ。今こ

ろだったら、何でそんなことを聞かれるのか、そこまで答えたくありません、という返事をされても、まあしょうがないなというぐらいに、ほんとにかなりなことを聞いているのに、協力してもらえたのは、女同士の信頼感だったのかしら。

鈴木 それは、ひとつには、やっぱりお役所には協力しなきゃならないんだという意識が、まだ二十年代、三十年代の初期ぐらまではあったと思うんですよ。ところが、権利意識が非常に大きくなって、後でお話が出るのかもしれないが、テレビやラジオの普及によって、随分、婦人の意識が変わってきているわけでしょう。それによって、自己主張をするようになって、それで婦人の調査もしにくくなる。一方、企業や何かは技術革新に伴う合理化によって、時間の浪費を嫌ったわけです。私どもが調査に行って、面接するにしても。

それで事業所側からも、私の経験では三十年代の後半には拒否されることがありました。それは調査内容ではなくて、時間の浪費だという考え方です。

東出 婦人労働の調査ですけどね。「職場施設の調査」というのがあったでしょう。

原田 二十六年に実施したものです。

東出 あのと私とは東京だったんですが、大企業なんかへ行ったら大変だったの、一日で終わらないの。二人

連れで行ったんですけど、非常に細かい調査だったんですね。立ち作業をやっている人たちが、休息をしたいときに腰かけるいすがあるかとかって、一つ一つ見ろという指示だったわけです。それから、疲れたときにお茶を飲みたくなったら、ちゃんと湯沸かしの設備があるかどうかというようなこと。それから、手を洗う水道、蛇口が幾つあって、そしてそれが全部壊れたものがないかどうか。

高橋 じゃあ、いちいちやってみなきゃ。

東出 全部やったの。それから、トイレだって、内かぎがかかるかどうか。

原田 当時はやっぱり、トイレの問題は大問題だったんですよ。労働省の庁舎だって男女別をちゃんとつくれという騒ぎがあったぐらいですから、工場のトイレに男女別なんかないのが当たり前みたいな状態でしたから。

東出 だから、全部自分が入ってみて、内かぎをやってみて……。東京は千人以上の大きな事業所が多いでしょう。もう大変なの。

高橋 それはそうでしょうね、トイレの内かぎをいちいちチェックするんですから。(笑) 入らなくなつて、見ればわかるんじゃないかしら。まじめだから。(笑)

東出 今でも、市ヶ谷を通るとその工場を思い出すのよね。そこが一日で上がらなかつたんだなと思つて。

原田 でも、当時は事業所が、大変でも協力しないうというふうな考えを持ってたから、こういう貴重な調査ができたんですね。だから、かなりの回収率でしょう。面接調査でも。

調査対象者が知った自分の「離婚」

木下 これらの調査は役所だからできたんだというふうに思いますね。「協議離婚の実態調査」なんですけど、新民法は離婚でも、結婚でも、両性の合意でちゃんとやるんですということになっているのに、ほんとにそうなんだろうかという疑問がきっかけで、「協議離婚の実態調査」をやるうということになったのね。それをどういう方法にしようかということで、それはもう役所だからできたんですけど、婦人少年局長から、それぞれの市町村の役所にちゃんと文書で協力依頼をした。前の年の年だったかしら、一年間の離婚届を出した人の名簿を写させていたでいて、そこからランダムで選んでしまつて、そしてその人がその後また再婚してるかもしれないし、まだ一人でいるかもしれないのに、届けを出した時の住所が書いてありましたでしょう。もう再婚したりで場所が変わったりしていて、やつと見つけていくと、再婚なんかしていると、離婚の時の状況なんて聞けませんよ

ね。難しい調査でした。中には私たちが訪ねていったことによって初めて自分は離婚になっていたということを知った人も見つかりました。

井上 私、ちょうど婦人課の調査係長をやっていたんです。たまたま私がこの調査をやったんですけどね。実際に行ってみてびっくりしたのは、「私、離婚されているんですか」って、調査の対象者に聞かれたんです……。

原田 報告書にも書いてあったですね。

井上 そういうことを言うので、もうびっくりしたことがありました。

木下 だから、知らないでまだ暮らしていたね。書類上は離婚になっちゃっていたということですね。

井上 本人は、別居のような形のつもりでいたんでしょね。そうしたら、それが離婚になっていたというのでびっくりした。

鈴木 しかも、協議離婚でしょう。

井上 判さえ押せばいいんですからね、日本はね。夫が、にせの保証人をつくって……。

東出 個人のつらいプライバシーの調査だからやりづらかったですね。この調査は。

木下 それから「もうお会いできない、自分は今の生活があるから、会えない」って拒否の問題もありました。この調査は市役所の離婚届の名簿を見せてもらったから

できたし、「農村調査」でも、「労働者家族の調査」でも、婦人少年局がたまたま一生懸命やっていたけれども、関係機関が役所だからできたんだなあってつくづく思いますね。今私は民間にありますでしょう。自分で調査なんかしたくたってできませんね、学校でしたくてもだめです。

鈴木 今はしにくくなっていますでしょう。例えば、世論調査の回収率や何かを、報道機関が公表しているのを見ても、随分悪くなっていますよね。

原田 各方面の研究所の調査でも、通信調査で回収率三〇パーセントというのはざらにあります。昔、私たちがそんな状態では物が言えないと言っていた率で、今は物を言わなければいけない。

鈴木 そうそう。これで物を言えるんだなあ、最近しみじみと考えてしまっているんですけど。

原田 そういう意味では、今度復刻されるこの調査結果は戦後の大転換期でしたが、当時の女性の労働と生活の実態や意識をかなり正確にとらえることができたといういい時代で、貴重なデータが残せたと言えますでしょう。

木下 女が女の調査をするという、当時としては珍しかったことを受け入れてくださったのね。その受け入れてくださったっておもしろかったのは、調査にお伺いしますと相手方に電話で連絡をして駅で会うとか言っておいて降りると、ちっとも迎えに来てくれないのでいつまでも

待っていると、その人は男の人を待ってたわけ。それで、調査のために伺いましたなんて言うのと、びっくりして、女が来たかというのでね。

原田 それはあったかもしれないね。

木下 それから、さっきの農村なんかで、私たちは調査でお願いしますって文書を出してお伺いするわけだけれども、それまでの大概の調査は、やっぱり土手が崩れたとか、堤防が崩れた調査などで、それも男の人が調査員……。上から見てね、そしてもう分かったと終わりにする。そしてその役場は大概、どこか近くの温泉に、本省から来た調査の方たちをお連れするんだと。あなた方もぜひ、隣村には泊まる場所があるんですから、そこに宿舎をとりましようとおっしゃるのね。「いいえ、私たちはここに三日なら三日、四日なら四日泊まって、村役場にもいろんな資料をお見せいただくけれども、さっきのランダム・サンプリングの女の方にお会いするんだから、ここに住んで、ここから歩かなきゃだめなんだ」と言っ、調査が始まりました。でも、役場の方もよくやってくださって、室も、みんなでその間、毎日毎日朝きちつと出て、夜集まって、その宿舎で反省会をして、また次の受け持ちを決めて、こういうふうに歩いたほうがいいというように地図をつくって歩くようにして、夕方宿舎に帰るやり方をとったんですけど、ああいう調査

が今はなかなかやりにくい時代になりましたね。いい時代だったと思うんです。

東出 四十年代ごろから、やりづらくなつたんですね。

原田 ですから、今の婦人の意識の調査などでも、継続的にとっている大学の先生の研究を見ると、一つの村だけに限って、そしてごくわずかな人数のところを何年か後に行つて、またやつてという方法しかとれないんですね。だから、全国的にこういったデータを押さえられたというのは、今いろいろお話があったようなことがミックスして、よくできたんだと思います。

木下 こんなこともあったのよ。山村で泊まりこんで調査をした時に、女の役人ばかりが来たっていうんで、村長さんはじめ役場の男性たちも、硬い表情で何となく珍しいものでも見るような様子だったの。ところが、私たち、疲れた時に飲みましようってお酒を持っていってたので、夜一杯やっていたら、それが大ニュースで一晩のうちに村長さんはじめ、役場の人から村中に伝わってしまった、翌日は「飲むんだってねえ」「話せるね」ってことで急に打ち解けてくれて、調査もスムーズにやれたの。

東出 婦人少年局の調査でも、四十年代とそれ以前では、だいぶ内容も違いますでしょう。だいぶ簡便になつちやっているわね。

原田 個人に面接して、時間をかけて聞くということができなくなっているんですね。相手方の姿勢の問題というよりは、社会状況の変化のほうが大きいかもしれないですね。それと調査をする方とされる方のお互いの忙しさ。

鈴木 だって、こっちが面接して、例えば三〇分なら三〇分の時間、それだけ仕事がたまっていくわけですからね、労働者のほうは。ですから、最初のころは個人面接でいったほうがよかったです。ところが、三十年代の、私が大阪にいたころからは、もう集団面接調査みたいな形で、ある一室に集めて、そして書き込んでもらうという方法をしてました。

井上 実態を個々に会って、目で見て、そして実証していくというんじゃないで、ほんとうにサンプルをとって統計処理をするという調査になっていったわけね。それは大勢を見るとかというにはいいかもしれないけれども、初期のころのほんとうの実態を見て、それで対策を細かく立てていこうというのは、また全然違うようなことだったわけね。

原田 谷野先生もこの間おっしゃってたけれども、婦人少年局ができてからの調査というのは、ごく初期の調査でも、工場監督官の立場でごらんになってたのに比べ、統計的でサンプル調査になっているという点があ

まり気に入らなかったということを、ちらっと感想めいてはおっしゃっていた。谷野局長時代は、私たちから見ればかなり精密な調査をしていると思うんだけど、工場監督官のご経験というようなお立場から見ると、それでも甘いという感じを持たれたのでしょうか。泊まり込んで、実際に、何日も一緒に女工さんの生活を見たというふうな調査から比べれば、そうだろうと思うんですよ。

売春防止法につながつた売春の調査

原田 「売春の調査」も重要ですね。直接の担当者もいらっしやいますので、行政にどのように反映させたかとか……。『売春防止法』そのものは法務省の所管になりましたけれども、その土台をつくったのは婦人少年局だと思っんです。

木下 婦人少年局と厚生省と法務省と、もうほんとに一緒になって毎度会議をして、『売春防止法』が出来上がったんですけれども、婦人少年局はこの調査をやることと、それから考え方としては、あの赤線（公認の売春業）については絶対なくさなければという、すごい意気込みで幾つも幾つも調査をしたのよね。だけど、この調査ほど婦人少年局が苦勞をなされた調査はありませんでしたよね。

高橋 一番そうでしょうね。対象者にとっては一審聞かれるのが嫌なことでしょう。

木下 もう危険を伴っちゃったでしょう。

原田 どんな話があつたんですか。

東出 ブリテストのため、たしか木下さんと玉の井で
すか、行つたんですけどね。やっぱり警察に連絡して守つ
てもらいました。

木下 そのときは、もう私たちだけで聞きに行くの
ではなくて、地方でもそれぞれの警察にお願いして……。

東出 とにかく、調査に来てるということを見守つて
もらう、遠くでね。

木下 ただ、業者にはすぐわかつちやう。

原田 業者間の連絡ですか。

東出 でも、ほんとのことはなかなか分かりませんで
した。

高橋 その女性たちに個別に面接をされて、という
質問事項を。

東出 質問事項は、入った動機とか、何が原因で転落
したかという、そういう経過ね、それを見るのと、それ
から現在の状況ね。前借金があるかないか。

高橋 言ってくれましたか。

東出 言ってくれましたよ。あと、そういう法律が通つ
たら、どういうふうに自分がしていくつもりでいるかと

いうような、いわゆる更生の方向……。そして親の住所
を聞いたんでしたね、全部ね。それで今度地方は、親元
を調べた。それが大変だったと思うんですね。直接は、
どこか一、二カ所ブリテストに行つたかもしれないけど。
木下 個人の親元まで調べたりして、ほんとうに更生
ができるかどうかとかね。

原田 二十七年、二十九年、三十一年と三回ぐらい調
査がありますね、売春の調査は。

高橋 それは調査拒否はなかったですか、親元の。

東出 調査拒否はなかったですね。世間がもう、相当
うるさかったですからね。そういう業者のほうもタツチ
させないわけ。私たちを拒否するわけにはいかなかった
でしょう。働いている人たちも、ほんとに好きでやつて
いる人というのはいまさんからね。比較的、ちゃんと答
えてくれましたね。

鈴木 女の人のほうは、はつきり答えましたね。私は
そのころ本省から、岐阜と大阪の遊廓を調べに行つたん
ですけどね。案外、はつきり物を言ってくれましたよ。
女の方たちは。

東出 彼女たちには、人の顔を見て、この人にはこの
方向で答える、この人にはこの方向で答えるって決まっ
ているんだなんて言われたんです。ですけど、案外そう
じゃなかったみたい。ほんとのことを言ってくれたみた

いですよ。だって親の住所まで言ってくれたわけですからね。ちゃんと調査ができたわけですから。

木下　そしてまた婦人少年局が、その彼女たちに親身になっていっていることがわかってるんじゃないでしょうか。室長さんによつては、逃げてきた女性を自分のうちへ泊めちゃったり、だれでしたかしら、そんなことをしてくださった方もあったし。

鈴木　それは私が泊めたの。そのときは調査の段階じゃなくて、「売春防止法」の施行寸前、三十二年に私、今度は島根の室長に行ってるんですね。三十三年に法律が施行されたでしょう。施行されてからは婦人相談所といって、県の施設ができたからいいんですけども、まだ啓発している段階で、行き場所がないわけ。

原田　駆け込み寺になったわけね。

鈴木　それで私の家へ来て泊めたこともあります。それから警察から、例えば福岡の達賀川周辺の当時「基地の女」といわれていた人が、島根県に来て今自殺未遂だとか、行かせる場所がないから、私に引き取ってくれと言ってきたりね。一カ月ぐらい、その女性と一緒に生活しました。

原田　じゃあ、かなり婦人少年行政がタッチしているということが分かっていたということと、実際にはほんとうに駆け込み寺になるような受け皿がなかったんでしょう。

うね、当時は。

鈴木　ないでしょうね。まあ、民間施設で、例えば東京ならキリスト教婦人矯風会、ああいうところはあったんですよ。けれども、地方にはそういうところがないの。だから地方で矯風会の活動の活発なところは、婦人ホームというのが例えば秋田にはあったんですけども、島根あたりはそれがなかった。

それと一方では業者のほうが夫婦げんかして、夜中に私の家をトントンたたく人がいるのよね。だんなが、奥さんに追い出されてきて……。 (笑)

高橋　まさか泊めてくれて言うんじゃないでしょうね。(笑)

鈴木　ほんとに困ったことがありました。まあ、いろんなことがありますよ。

高橋　室長さんて、なんでも頼りになると思われてたのね。(笑)

鈴木　まだ若い、三十代の初期のころよ。

原田　前代未聞のこの調査に基づいて、婦人少年問題審議会の答申も出され、売春をなくさなければいけないという社会的なPRもできたと思います。

木下　それで世の中の世論も高まって、「売春防止法」が成立できたのね。

原田　法律が成立する土台をつくったということなん

でしょうね。

東出 地方の室では、調査をやったとき、必ず何か後でやらなきゃならないことが出てくるのよね。例えば、バスの車掌さんの実態調査。いろいろ調査の項目があつて、休憩室の有無なども聞くんです。特にバスの車掌さんというのは、乗務中、仕事の中断ができないしね。生理時は緊張する仕事でもありますし、休憩室が必要になる。休息できるところを、事業所として用意すべきなのにはそれがないのね。それで逆に婦人労働者から事業所を指導してくれるように訴えられるわけです。また、実際にあつても、今度は男の人が冷やかしたりなんかして生理休暇もとれないんですって。それで後始末をした記憶がありますよ。

原田 今ならセクハラということに。

高橋 乗合バスの車掌さんの調査は、この間、谷野先生が当時、参議院議員の赤松常子さんが、車掌さんの代表を大勢連れて、労働条件がひどすぎるので実態をぜひ調べてほしいと陳情にいらしたのでやったとおっしゃった。何か、そういう意識を持つてあの業種をおやりになったから、必ず後始末があるはずですよ。で、私この産業別の調査、いろんな産業を選んでやつていらつしやるけど、おそろくどの産業を次にやるかというのは、やっぱり問題意識を持つて、この産業は問題があるから、こ

ういう対策をとりたいということを頭に置きながらの調査だったんじゃないかなと私は想像しているんですけどね。

鈴木 それで必ず調査の報告書が出ると、本省から指示が来て調査結果に基づく懇談会というのを地方でしてたんです。あれが大変啓蒙活動として有効でした。問題意識を彼女らに植えつけるためにも、それから事業主や世間に問題点を明確にさせる意味でも、啓蒙になつてたんですよ。

原田 今、鈴木さんがおっしゃったのは、法律で強制するのではない婦人少年局の仕事の一つの特徴でもあるし、武器でもあつたということですね。法律で初めから取り締まるというよりは、調査の結果に基づいて、問題点を明らかにして、そしてまず啓蒙をする。労使双方、社会一般に、しかも、地方の実情に応じてさまざまな工夫がなされた会議だったと聞いています。

高橋 今様に言えばファジーよ。ファジーの行政だったわけね。だから、今で言う和最先端じゃないの。

鈴木 婦人問題の解決のためには、それが要を得ていたんだと思いますよ。

高橋 婦人少年行政のそもそものは、法律に基づかない、基づかないと言つてたけれど、結局、逆に考えれば法律に基づかないから何でもできたわけね。

原田 それと法律と法律のすき間から漏れてしまったようなものを拾って、問題にしていこうということもできた。

高橋 なまじつか法律があると、何かその法律の枠内で、法律で決まったようなことをやっていけばいいと思うけれども、法律がないからこそ、とにかく実態そのものが、すべて行政を進めるともしびであるというのかな、明かりであるというような……だから実態をつかまえては、問題を明らかにして適切に対応していく。そういう行政姿勢が出てくる。

鈴木 そういう懇談会をしたいし、例えば「病院診療所の看護婦」ね。この調査自体についても、随分細かい調査でね。看護婦さん自身はナイチンゲールの奉仕精神で、労働者意識は希薄だったわけでしょう。まだ戦後間もなくですからね。そういう方たちに、何でこんな調査をするのかと当初言われておりましたけどね。でも、調査結果に基づく懇談会を、これは私は、たしか県下を何地区かに分けて同じ懇談会をしたように記憶しておりま

自分たちの労働条件を改善していこうという動きにもつながっていくわけですね。

井上 事業所を呼んでやったでしょう。

鈴木 業者も呼びます。

井上 「精密機器の女子労働者」の調査をやると目の障害や疲労を訴える労働者がたくさん出てきたんですね。そのほかの業種でも^{けんしん}腱鞘炎が出てきたりします。そういうのを防ぐために使用者側を呼んで、そして懇談会をやって、改善のための指導をする。実際に数字を明らかにして話をしてその中で行政を進めていくというね。

鈴木 だから精密機器やなんかの、私どもの調査結果に基づいて労働基準局が、安全衛生の面から行政指導をしましたよね。一日に何時間やったら、何分休ませろといったようなガイドラインを示して。

均等法時代の原点を語る実態調査

原田 二十年代から三十年代にかけては、さつき高橋さんがおっしゃったように日本の代表的な産業として特に繊維を最初に扱ったと。しかも、三本、間をちよつと置いてやっていますよね。あれなどは、婦人労働者が戦前からのひどい労働条件のもとで日本の産業を支えているチープレーバーの実態にメスを入れなければ、という

山川局長のお考えもあったでしょうし、婦人少年局の議論の中でも、それをはっきりしようということが出てきたんでしょうね。

それから看護婦の調査が二十五年なんですけれども、これは非常に専門的で重要な仕事にもかかわらず聖職扱いで、労働条件などについて、考えたり、物を言ったりできないような、状況であった。歴史的に女の人の職業分野として実績があるのだから、まずその実態を明らかにして、その人たちにも自覚してもらおうと同時に、社会にもアピールしようという思いがおりになったんだと思う。

ところが、病院の看護婦さんたちの争議が起こったのは、一〇年後の昭和三十五年。慶応病院の看護婦さんや、今まで日赤なんか労働組合もなかったようなところが争議に参加しました。「病院診療所の看護婦」調査報告書の山川局長書き下ろしの「はしがき」にあるように、やはりいい仕事をするためには、私たちの労働条件をもっと改善してもらわなきゃ困るということで、横のつながりができてストライキにまで発展した。初めは看護婦さんが何で労働組合だというような目で見られていたのが、社会一般も労働条件改善の闘争を認めるようになったというのを、後で大羽さんが述懐していらっしゃるわけですよ。『調査の後一〇年かかったわね』ということな

んです。

その間、きつと鈴木さんがおっしゃったように、地方でそれぞれ問題意識をみんなに持ってもらうような柔軟な行政指導というのか、仕事が進められてきた結果だろうと思うんですね。それで大羽さんも指摘していらっしゃるのは、行政が調査に基づく問題点を明らかにすることによって女の人自身が自覚して、横の連帯で、労働組合の活動を活発化したということと、看護協会が専門的な職能団体として、看護婦さんの専門的な資格と、ふさわしい処遇が必要だということで、そういった職能団体としても成熟してきたということ。特に高度成長までは製造業関係と、そういった女子の昔からの専門的な職業分野にいる人たちの調査というのを、重点的にやったと思うんですね。

最後にここでどなたからでも、婦人少年行政発足からの三〇年の歴史の重みと、均等法の時代になった今の日本の婦人の状態とを比べて、ご感想などをおっしゃっていただいて、締めくくりにしたいと思うんですが。

井上 やっぱり、最初のころは保護の時代だと思っんですよね。何しろ、女性が非常に弱者で、女工哀史的な扱いを受けてきた女性の地位の低さ、不平等の中でうごめいていたような、そういう生活からだんだんに解放され、とにかく「労働基準法」ができて、工場労働者、

職場で働く労働者が非常に保護されるという時代になつて……。

それはやっぱり、最初は保護に重点が置かれていたと思うんですね。それがあるところから、やっぱり経済成長のころから、それと女性の解放運動ですね。アメリカのウーマン・リブの運動だとかが、もう間髪入れず、アメリカに起こつてすぐに日本へ上陸するというような、そういう状態の中で女性の解放ということ、それに伴う男女平等の問題というのが前面に押し出されてきたと思うんですね。ですから、それで保護を捨てても、男女平等を勝ち取りたいというアメリカのウーマン・リブの運動。その影響が非常に強く出てきたんじゃないかと思うんですね。

ですから、そういう中で女性の平等意識、権利意識というものが、だんだん初期の保護の時代から、平等の時代へ移つていったということ。それと女性の学歴が上がった。社会的にその力を還元していききたいというような意識。そういう意識の変化だとか、生活の変化だとか、社会情勢の変化、経済発展の中で労働力不足、技術革新とか、そういうものが絡み合つて、いろんな意味で女性と男性の職業分野というものも、だんだん格差が少なくなつてきたというか、女性も広範囲に進出していけるような状況が出てきたというふうなことだと思うんですね。

そんなことで、やっぱり保護から平等へ移つていって、そして「均等法」ができ、子供を産んでも働きやすくという育児休業。しかもそれが男女ともに、どちらがとってもいいという法律ができるというようなところまで来て、それはもう私たちにとっては隔世の感があるという感じなんですね。

ですから、最初の「女子労働者の保護」、それから「未亡人の雇用に関する調査」なんかで、戦争未亡人を保護しなきゃならない。そういう時代を通ってきた私たちにとっては、もうほんとうにいい時代が開けてきている、将来に希望を持っていんじゃないかというふうな感じはするんですけど、今後私たちの努力次第で、それを発展させていけるのではないかと感じています。

原田 木下さんは特に意識の面で、戦後新しく得た女性の法律上の権利などを認識してもらつるところから始めた婦人行政の原点からごらんになつて、現在女性の意識は実際に進んできましたか。

木下 そうですね、確かに女の人の生活は豊かになりましたよね。例えば、農村の調査のころ、下層労働者家族の調査のころから比べて。

井上 考えられないですよ、この変化は。

木下 考えられませんね。農村調査のころ、女性の社会生活の範囲というものは、自分の歩ける範囲しか女の

人の交際範囲はないんだと言っていたのが、もう今や海外旅行は農協のグループ旅行にも、女の人がどんどん出ていっているし、下層労働者の調査地域だった東小松川ですか、あそこがどんどん変わって、近代的な市街地になってしまつて、あの人たちの生活は跡形もなくなりましたね。あんなに地位の低いと言われていた女の人が、目の覚めるような進展を遂げたというのが感慨です。

原田 経済的に豊かになってそういうふうに生活は変わりましたけど、ほんとに今の若い人も含めて、自覚して主体的に生きる女性に変わっているんでしょうか。

木下 かえつて、私たちのあのころの意気込みから考えると、やっぱり家庭に帰る、職業は持たないというのが多いですね。これでいいのかなと思ったりしますけど……。

今の人たちは男女共学制の下に教育を受け、あらゆる面で平等の権利を享受して育ったので私たちのように女が女がと肩ひじを張ったような悲壮感がないように思います。生活面でもあのころに比べると比較にならないほど豊かになったせいかな、せっかくよい仕事についても何かあるとすぐやめてしまう。学生に聞いてみても一生仕事を続けたいという人は少なくて結婚したらやめる人が多いですね。生まれた時から得ている権利なので、その価値を十分認識していないのは本当に残念です。これが

からこそ本当の男女平等の時代に入るので、女性が実力をみがいて男女の対立ではなく共に日本の社会を担ってほしいと思います。

井上 やっぱり、私が講義しているのが、短大生であるからかどうかわからないけれど、一生職業を持っていたいなんていうよりは、早く結婚してという感じが多いんですよ。

原田 一票の権利の行使の大切さを含めて、まだ啓発する仕事は残っているのかもしれないね。

井上 そう思いますね。

原田 鈴木さん、ご感想は。

鈴木 今回、改めてこの長い五〇年を振り返って、この機会に見てみたんですけれど、やっぱり感無量ですね。私どものほんとに地道な、それから小さな仕事であったかもしれないけれども、ある意味では、やはりともしびでもあったのかなという感じを、今の社会を見て思うんですよ。その一端を担わせていただいた喜びというものもあるんですけどね。

話は前後しますけれども、やはり国際婦人年までは、私どもだけが躍起になって婦人の地位向上だとか、男女平等だとか、男女同一労働、同一賃金なんて言っていましたね。けれど、その男女同一労働、同一賃金なんていうのは、生の声では地方では言えなかったんです。「何

を言っているか」といったような目で見られて、空回りをするような感じもあつたんです。けれど、国際婦人年を契機にして、女の人のいろいろな団体の人たちが爆発的に、意欲的に動き出して、そして横の連帯を——これは思想を問わずに、右も左も一緒になって、国際婦人年のああいふ行動計画を実行していこうという動きが出たからこそ、今の「雇用均等法」だとか、「育児休業法」なんていうのも成立したんじゃないかと私は思っております。

これからは、そういう法律的には不備とはいいながらも一応制定されている中で、私はむしろ国際婦人年以前の女の生き方よりも、これからますます厳しくなっていくんじゃないのかなという感じも持っております。それからまた一面に、女の人たちがこんないろいろな職業について、今の若い人たちが活躍しているというのを、例えばテレビでも、新聞でも、本でもいろんな機会に見ることができんですけども、それからまた仕事に細分化されて、いろんな仕事が出てきている。だから、婦人の方たちもいろんな力をつけて、意欲さえあれば、いろんな仕事ができるようになって、かつて職域の拡大なんていって叫んでいた私たちの仕事も、こういう面で生かされているのかなという感慨もあります。

原田 東出さん、いかがでしょうか。

東出 私は皆様と違って、役所をやめましてから、ほとんど役所の仕事の関係のこととは縁遠くなってきているんですけども、やっぱり長い間の習性というんでしょうか。新聞を見ましても、今までの仕事に関連がある婦人問題を一番注目して見ますね。この間、「育児休業法」が通つたというときに、今度は夫婦で話し合つて、男性もとれることになったんです。よくこの法律が通つたなあつて、大変だったろうなと思いましたね、担当者の方が。

それと、そういうのが通つたということで、やっぱり私たちが一生懸命やつてた時代とは違つたんだなあ、それだけ私自身が遅れていくのかなあというふうな気持ちを持つたんですけど。ただ気になるのは、女の人はいつの時代になつたつてやっぱり母性を持っているんだし、その母性を保護しなきゃならないということで、一生懸命私たちは仕事をしてきた。これが女の人の職場での地位向上というようにと関連して、どういうふうに兼ね合わせて、母性保護と地位向上というのをやつていくんだろうかなあと、その辺は非常に難しいんじゃないだろうか。私なんかには到底予想はできませんけれども、そういう点、これから職場の中の女性というのは、地位も向上させたいし、今までの母性保護もうまくやつていくのには、大変難しい点があるんじゃないだろうか。母性保護の規定が変わっているわけではないのに、これを

うまくやっていけないことが起きたら困るんじゃないか、母性保護が全然見捨てられるようなことになったら困るなどというふうな気持ちで、心配になりました。

原田 高橋さん、お聞きになっていらしていかがでしたか。

高橋 きょうはほんとに私自身、いろいろ勉強させていただいたんですけど、最後に感想を交えて三点ほど整理してみようかなと思います。

第一の点は、皆さんからいろいろお話があったように、非常にこれからは過去と違った対応があるだろう。そして、特に「育児休業法」で男女ともにとれるというのは、ほんとにあの時代には考えてもみなかったような大きな変化だということだと思っただけです。

ただ、そういう変化があるという前提に立った上で見ると、変わらないという部分もまだ根強く残っているという点ですね。一つは、本質的に変えようがないと、東さんが言われましたけど、妊娠・出産については、それはもうちゃんと保護しなきゃならないということは、これは自明のことなんですけど、もう一つは役割分担については、今度の「育児休業法」はああいう形になったけれども、法律ができて、それじゃあ男の人がとるだろうかという、なかなかそうはいかないと。社会一般の認識から言うと、まだ家庭責任は女にあるという考え方

が、男にも女にも根強く残っている状況じゃないかと思うんですよね。

だから、そうであればこそ、今のコース別人事については、男は無条件で総合職にするけど、女には厳しくとか、それから、先ほど木下さんが言われたように、女の人はまだ職業を一生続けるなんていう意識はなかなか持っていないとか、そういうところがあるんじゃないか。

だから、そういうところの地位の平等ということと、強く残っている家庭的な役割分担意識というもののせめぎ合いというのが、今後でてくるんじゃないかと。そういう意味で、今までなかなか答えが出てこないような問題というのがあるんじゃないかということが一つ。

そのときにどう対応していくかというのが、そういう新しい問題に対応するためには、やっぱり実態を把握するということ。先ほど山川局長の言われた、実態こそが我々のもしびだというように、そういう考え方というのは、私は実は山川局長から直接ご薫陶を受けたんじゃないかなと思います。私自身がそういうふうに思っていて、かねがね役所にいるときは、若い人たちにそういうことを言ってきたんですね。ほんとに、実態を知ることが、私自身も本省にいたものですから、いろんな企画をして、新しいことを、新しい道を探っていかなければならないというときに、そういう場合には、だから

いろんなことを教えてもらえないというときに、何よりも手がかりになるのは、やっぱり実態だったわけですね。

だから、実態こそがともしびであるということをや、やっぱり今後考えていかなきゃならないんじゃないかなと。

その意味では、実態調査というものの貴重さというものを、改めて私は認識できたというのが第二点。

それから第三番目の点は、私、きょうほんとにお話を伺って痛感したんですけどね。実は私は、戦後の時代に調査をやることのほうが、今より大変だっただろうというあさはかな想像があつたんですね。ところが協議離婚だとか、売春だとか、ほんとに本人にしてみれば答えたくないようなことについて答えてくれている。それはやっぱり、婦人少年局に対する信頼があつたればこそというのね。その話を聞いて、ほんと私、もう派が出そうになつちやつたの。

だから、そういう調査対象と行政当局との信頼関係、そういうものが、やっぱり行政を進めていくための基本なんだなということを感じたということですね。

原田　ありがとうございます。

私の司会が下手で、パートタイム雇用の問題もありましたし、労働者家族の、特に労災家族の調査なども非常に特色のある調査だったんですが、そこまではなかなか言及できなかったの、この復刻版の解題を書くときに、

できるだけ埋め合わせをしたいと思っています。

今皆さんのお話を伺っていて、私も一つの感想があるんですが、私たちが仕事を始めたころというのは、とにかく一つの職場に入ったら、長くそこに働き続けることが、ほんとに女の人がそこで能力も発揮できるし、地位も上げていけるという、一つのセオリーのように考えていたんですが、最近はパートタイム雇用とか、派遣労働とか、雇用形態が非常に複雑になって多種多様になってきましたし、それから女の人の専門的な職業分野も広がってきた中では、今、東出さんがおっしゃった母性保護の問題も含めて、昔より柔軟な形で、職業を選択するいろんなタイプの働き方、あるいは社会生活の仕方というのが、もう既に生まれてきているような気がするんです。例えば、民放テレビでなかなか活躍しているキャスターでも、女の人は、一年契約の更新で働いている人が多いんですよ。それを問題にするという必要もあるかもしれないんですが、その人たちはその人たちなりに、不安定な処遇に不満を持ちながらも専門的な仕事をかなりの高給をとってやるということであれば、それはそれなりに、そこでの能力発揮ではないのかとも思います。しかし、一方では均等法で女も男並みに働くのが当然だということとで、国際的に悪名の高い「長時間労働」や、ただ働き残業」に女性も巻きこまれている実態もあるようです。

これからいろいろ極めなければならない問題がたくさんあると思うので、今、高橋さんもおっしゃったように、実態をつかむ行政がもっと続いていくことを願いたいと思います。

きょうは大変貴重な時間、いろいろお話しいただいて、どうもありがとうございました。

戦後婦人労働・生活調査資料集 別冊附録

座談会「婦人の調査草分けのころ」

一九九一年九月二十日 印刷

一九九一年九月三十日 発行

発行所 株式会社クレス出版

東京都中央区日本橋小伝馬町十四-五
電話 〇三三六-〇五二八二二
メロトナ社本橋

印刷所 モリモト印刷株式会社

GAa1/1

婦人少年局